

「鳥取海区漁場計画（素案）」及び「鳥取県内水面漁場計画（素案）」に対し 意見応募できる利害関係人について

漁業法（以下「法」という。）第64条第1項の規定における「利害関係人」について、法第64条第1項の利害関係人として意見を述べようとする際は、法施行規則第22条第2項の規定より、当該事案について利害関係のあることを疎明する必要があります。

利害関係人として想定される者は次の表の左欄のとおりですが、利害関係の有無の判断は、意見者からの利害関係の疎明（説明）や意見の内容により、それぞれに対応する右欄に掲げる事項を確認し、個別具体的に当該主張についての合理性・妥当性の検討により行います。

例えば、近接する漁場に漁業権が免許されている場合であっても、地理的關係及び対象魚種の回遊の關係等から新規漁業権の設定が何らかの影響を与えるものではない場合には、当該主張に合理性・妥当性があるとは考えられない等です。

利害関係人の想定	利害関係の有無の判断のために確認する内容
漁業を営む者	<ul style="list-style-type: none"> ・いつ、どこでどのような漁業を営んでいるか。 ・漁業権の設定に伴い、どのような影響を受けるのか、具体的に示しているか。
漁業を営もうとする者	<ul style="list-style-type: none"> ・いつ、どこでどのような漁業を営むことを計画しているか。また、その準備状況はどうか。 ・漁業権の設定に伴い、どのような影響を受けるのか、具体的に示しているか。
漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・関係する漁業者の意見のとりまとめとして、総会、総代会、総会の部会、理事会その他これに準ずる意思決定機関の決定を経たものであるか。 ・漁業権の設定に伴い、どの組合員のどの漁業が、どのように影響を受けるのか、具体的に示しているか。
船舶の運航者等	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業権の漁場の区域又はその周辺において、船舶を航行し、停泊又は係留している事実があるか。 ・漁業権の設定に伴い、どのような影響を受けるのか、具体的に示しているか。
法律により土地を収用し又は使用することができる事業を行う者	<ul style="list-style-type: none"> ・土地収用等ができる根拠法は何か。また、当該事業が当該法に基づく認定の対象になっているものであるか。
水面の利用・開発をする事業者（過去に漁業権の放棄を伴う漁業補償を行った事業者を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業権の設定に伴い、事業者が実施する事業にどのような影響を受けるのか、具体的に示しているか。 ・過去に漁業補償を行っている場合、その内容はどのようなものであるか。 ・漁業権の設定が、過去の漁業補償とどのように関係するか、具体的に示しているか。
水産動植物を採捕する者	<ul style="list-style-type: none"> ・いつ、どこでどのような採捕を行っているか。 ・漁業権の設定に伴い、どのような影響を受けるのか、具体的に示しているか。